

名義使用改正箇所について

【主な改正点】

・ 支援事業の結果を名義使用時の条件等の変更

- ・ 申請できる期間を延長 報告書発行日から 1年 → 5年
- ・ 名義使用承認期間を延長 名義使用承認後 3年以内 → 5年間
- ・ 名義使用の継続 不可 → 可能（再申請により継続可能に）

・ 申請書式等の変更

- ・ 原稿に記載いただく文言の変更

【改正前（2025年3月31日まで）】

・ 都産技研の正式名称

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

・ 成果物名称

試験報告書 又は 完了報告書

・ 成果物受付番号

2024依●●第100号

【改正後（2025年4月1日から）】

・ 都産技研の名称

（○）地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
（地独）東京都立産業技術研究センター

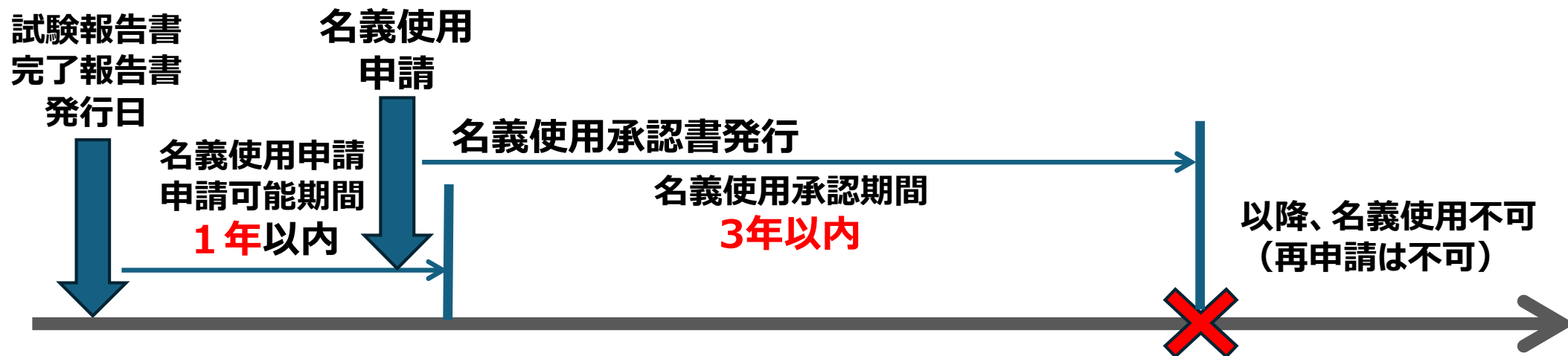
（×）都産技研、東京都産業技術センター

・ 成果物受付番号及び発行年月日

2024依●●第100号（発行日 2024年○月○日）

・ 製品、材料等全体の性能・効能等を保証する結果ではない旨

改正前（2025年3月31日まで）



改正後（2025年4月1日から）

